

## 基幹統計調査の承認の状況

(令和2年7月1日～令和2年7月31日分)

令和2年8月27日  
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
医療施設調査	厚生労働大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和2年調査に限り、静態調査を以下のとおり変更</p> <p>① 調査票の提出期限の変更</p> <p>医療施設から保健所への調査票の提出期限を令和2年10月末日までから令和3年2月末日までに、都道府県から厚生労働省への提出期限を令和2年11月下旬までから令和3年3月下旬までにそれぞれ変更</p> <p>② 公表期日の変更</p> <p>①の変更に伴い、概数の公表期日を令和3年10月下旬から令和4年2月下旬に、確定数の公表期日を令和3年12月下旬から令和4年4月下旬にそれぞれ変更</p>	R2.7.7
患者調査	厚生労働大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和2年調査に限り、以下のとおり変更</p> <p>① 調査票の提出期限の変更</p> <p>医療施設から保健所への調査票の提出期限を令和2年11月末日までから令和3年3月末日までに、都道府県から厚生労働省への提出期限を令和3年1月上旬までから令和3年5月上旬までにそれぞれ変更</p> <p>② 公表期日の変更</p> <p>①の変更に伴い、概数の公表期日を令和3年11月下旬から令和4年3月下旬に、確定数の公表期日を令和4年2月下旬から令和4年6月下旬にそれぞれ変更</p>	R2.7.8

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規

定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを整理している。